

おぢや 市議会だより



OJIYA CITY ASSEMBLY

NO. 48

20.4.25

編集発行

小千谷市議会

☎83-3505



小千谷市勤労青少年ホーム・小千谷市東小千谷体育センター・老人憩の家白寿荘

小千谷市大字薄生乙1234番地（旭町）TEL（82）8510

正面の建物が勤労青少年ホーム、左の建物が東小千谷体育センター、右奥の平屋の建物が老人憩の家白寿荘である。3つの建物は廊下でつながっている。

※勤労青少年ホーム

鉄筋コンクリート造2階建で、1階には事務室、図書室、流し台5台の調理室、10畳2部屋の和室があり、2階には20人程度入れる講習室、娯楽喫茶室、軽運動場がある。全館冷暖房となっている。使用目的は、自主的活動をはじめとし、社会人としての教養を身につけるための教養講座や、健康作りのためのスポーツ教室などを開催している。気軽に利用できる施設である。昭和52年3月14日竣工。

※東小千谷体育センター

鉄骨造平屋建・一部鉄筋コンクリート造2階建で、入口にロビー、トイレがある。体育館は、バスケットボールまたはバレー・ボールまたはテニスコートが1面、バドミントンコートが6面と、ステージもある。また、体育館入口の2階部分は観覧席になっている。スポーツやレクリエーションなど、余暇活動の場として利用できる福祉施設である。近年、特に冬場は長岡市内の方々がテニスの練習場として使用している。昭和53年3月18日竣工。

※老人憩の家白寿荘

木造平屋建で、事務室、調理室、8畳の和室2室、16畳の和室1室、44畳にステージの付いた和室が1室ある。使用目的は高齢者の健康増進、教養の向上及びレクリエーション提供の場として、また、趣味の会等の定期的な利用のほか、高齢者学級の会場として使用されている。市内に1カ所の施設である。平成18年度には、12,489人が利用している。昭和55年12月6日竣工。

※勤労青少年ホーム、白寿荘とも学童保育の大重要な会場となっている。 勤労青少年ホームをもっと多く利用しましょう!!

●定例会議決結果

..... P 2

●常任委員会報告

..... P 3 ~ 5

●一般質問

..... P 5 ~ 8

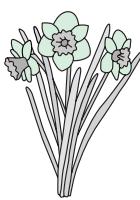
●雪あかり

..... P 8

—主な掲載内容—

**平成二十年小千谷市議会
第一回定期会
議決結果**

<ul style="list-style-type: none"> ● 小千谷市証人等の実費弁償に関する条例の全部を改正する条例（全会一致） ● 小千谷市職員等の旅費支給に関する条例の一部を改正する条例（全会一致） ● 小千谷市行政財産の目的外使用条例の一部を改正する条例（全会一致） ● 小千谷市職員の自己啓発等休業に関する条例（全会一致） ● 小千谷市消防団員の定員、任会一致） ● 小千谷市税条例の一部を改正する条例（全会一致） ● 小千谷市都市計画税条例の一部を改正する条例（全会一致） ● 小千谷市国民健康保険税条例の一部を改正する条例（起立多数） ● 小千谷市手数料条例の一部を改正する条例（全会一致） ● 小千谷市乳児の医療費助成に関する条例の一部を改正する条例（全会一致） ● 小千谷市老人医療費助成に関する条例の一部を改正する条例（全会一致） ● 小千谷市重度心身障害者医療費助成に関する条例の一部を改正する条例（全会一致） ● 小千谷市介護保険条例の一部を改正する条例（全会一致） ● 小千谷市国民健康保険条例の一部を改正する条例（全会一致） ● 小千谷市営住宅条例の一部を 	<p>条例の制定・改正・廃止</p> <ul style="list-style-type: none"> ● 小千谷市長の選挙における選挙運動用ビラの作成の公當に関する条例（全会一致） ● 小千谷市職員の自己啓発等休業に関する条例（全会一致） ● 小千谷市消防団員の定員、任会一致） ● 小千谷市税条例の一部を改正する条例（全会一致） ● 小千谷市都市計画税条例の一部を改正する条例（全会一致） ● 小千谷市国民健康保険税条例の一部を改正する条例（起立多数） ● 小千谷市手数料条例の一部を改正する条例（全会一致） ● 小千谷市乳児の医療費助成に関する条例の一部を改正する条例（全会一致） ● 小千谷市老人医療費助成に関する条例の一部を改正する条例（全会一致） ● 小千谷市重度心身障害者医療費助成に関する条例の一部を改正する条例（全会一致） ● 小千谷市介護保険条例の一部を改正する条例（全会一致） ● 小千谷市国民健康保険条例の一部を改正する条例（全会一致） ● 小千谷市営住宅条例の一部を 	<p>新年度予算</p> <ul style="list-style-type: none"> ● 平成二十年度小千谷市一般会計予算（起立多数） ● 平成二十年度小千谷市国民健康保険特別会計予算（起立多数） ● 平成十九年度小千谷市老人保健特別会計補正予算（第三号）（全会一致） ● 平成十九年度小千谷市下水道特別会計補正予算（第三号）（全会一致） ● 平成十九年度小千谷市一般会計補正予算（第九号）（全会一致） ● 平成十九年度小千谷市農業三号）（全会一致） ● 平成十九年度小千谷市ガス事業会計補正予算（第四号）（全会一致） ● 平成二十年度小千谷市下水道特別会計予算（全会一致） ● 平成二十年度小千谷市農業集落排水事業特別会計予算（全会一致） ● 平成二十年度小千谷市介護保 	<p>予算の補正</p> <ul style="list-style-type: none"> ● 小千谷市教育委員会委員の任命（起立全員） ● 小千谷市固定資産評価審査委員会委員の選任（起立全員） ● 小千谷市議会委員会条例の一部を改正する条例（起立多数） ● 住民の安全と暮らしに直結したことの見直しを求める意見書（全会一致） ● 深刻な医師不足を開拓するための法律の制定を求める意見書（全会一致） ● 「看護師等の人材確保の促進に関する法律」の改正を求める意見書（全会一致） 	<p>発議</p> <ul style="list-style-type: none"> ● 平成二十年度小千谷市ガス事業会計予算（全会一致） ● 平成二十年度小千谷市水道事業会計予算（全会一致） ● 平成二十年度小千谷市工業用水道事業会計予算（全会一致） ● 小千谷市財政調整積立金の処分（全会一致） ● 新潟県後期高齢者医療広域連合を組織する地方公共団体の数の減少及び新潟県後期高齢者医療広域連合規約の変更（起立多数） ● 字の変更（全会一致）
---	--	--	---	---



<p>その他の事項</p> <ul style="list-style-type: none"> ● 専決処分（平成十九年度小千谷市一般会計補正予算（第八号）（全会一致） ● 専決処分（小千谷市立学校設置条例の一部を改正する条例（全会一致） ● 専決処分（新潟県市町村総合事務組合を組織する地方公共団体 	<p>発議</p> <ul style="list-style-type: none"> ● 小千谷市議会委員会条例の一部を改正する条例（起立多数） ● 住民の安全と暮らしに直結したことの見直しを求める意見書（全会一致） ● 深刻な医師不足を開拓するための法律の制定を求める意見書（全会一致） ● 「看護師等の人材確保の促進に関する法律」の改正を求める意見書（全会一致）
---	--

三常任委員会報告

総務文教委員会

国際協力の機会を提供することを目的とし制定するものです。

○議案第十八号小千谷市課設置条例の一部改正は、税務課の事務分掌に「後期高齢者医療保険料の徴収に関すること。」を加えるものです。

本委員会に付託されました案件は、議案十八件がありました。

審査は、二月二十七日、二十八日、二十九日及び三月三日の四日間にわたり開催し、二十年度一般会計予算及び十九年度一般会計補正予算（第九号）については、社会土木委員会、産業経済委員会との三常任委員会の連合審査会といたしました。議案十八件の内訳は、条例の制定二件、一部改正十三件、全部改正一件、新年度予算、現年度予算の補正であります。

委員会では各議案とも慎重に審査し、十八件とも原案のとおり可決すべきものと決ました。ここでは、条例の制定、一部改正について申し上げます。

○議案第十五号小千谷市長の選挙における選舉運動用ビラの作成の公営に関する条例の制定は一万六千枚までのビラ作成（上限一枚当たり七円三十銭）を公費で負担するというものです。

○議案第十六号小千谷市職員の自己啓発等休業に関する条例の制定は、地方公務員法の一部改定に伴い、職員に自己啓発及び

学校就学の始期に達するまでの子を養育することができるようになります。

○議案第二十三号小千谷市議会の議員の報酬及び費用弁償等に関する条例の一部改正は、報酬

について就任及び離任による日割り計算の規定を設けるもの及び費用弁償額の日当について県内は県外の半額とし、市内日当を廃止するものです。

○議案第二十八号小千谷市税条例の一部改正及び議案第二十九号小千谷市都市計画税条例の一部改正は、個人の市民税の納期と固定資産税の納期の変更を行うものです。

○議案第十七号は、高齢者の医療の確保に関する法律に基づく後期高齢者医療制度が四月一日から開始されることに伴い、同法百九条の規定に基づき、後期高齢者医療保険料を普通徴収の方法によって徴収する場合の保険料の納期を定めるため条例を制定するというものです。

○議案第三十号は、国民健康保険法施行令等の一部改正により、

財産の目的外使用条例の一部改正は、土地に係る使用料のうち、電柱類及び建物敷地等以外は、わかりやすくし、事務効率化を図るためのものです。

○議案第十七号は、高齢者の医療の確保に関する法律に基づく後期高齢者医療制度が四月一日から開始されることに伴い、同法百九条の規定に基づき、後期高齢者医療保険料を普通徴収の方法によって徴収する場合の保険料の納期を定めるため条例を制定するというものです。

○議案第三十二号は、老人保健法が高齢者の医療の確保に関する法律に改正され、平成二十年四月一日から施行されることに伴い、小千谷市乳児の医療費助成に関する条例において老人保健法を引用している条文について、一部改正を行ふものであり、併せて文言を整理するというものであります。

○議案第三十三号は、老人保健法が高齢者の医療の確保に関する

社会土木委員会

本委員会に付託されました十

九件の案件を慎重に審査をし、

原案のとおり可決すべきものと決しました。

○議案第三十一号小千谷市手数料条例の一部改正は、住民基本台帳カードの普及策としてカードにかかる交付手数料を平成二十年度から三年間無料とするものです。

○議案第三十二号は、老人保健

法が高齢者の医療の確保に関する法律に改正され、平成二十年四月一日から施行されることに伴い、小千谷市乳児の医療費助成に関する条例において老人保健法を引用している条文について、一部改正を行ふものであり、併せて文言を整理するというものであります。

○議案第三十三号は、老人保健法が高齢者の医療の確保に関する

○議案第二十四号小千谷市特別職の職員で非常勤のものの報酬及び費用弁償に関する条例の一
部改正は、議案第二十三号と同じ内容であります。

○議案第二十五号小千谷市証人等の実費弁償に関する条例の全部改正は、委員会等へ出頭又は公聴会等へ参加した証人等に対する支給する一日千五百円の日当を廃止し、一日につき五千円を実費弁償として支給、旅費支給は議員と同じとするものです。

○議案第二十六号小千谷市職員等の旅費支給に関する条例の一
部改正では、職員等の旅費支給について高き者同行する場合、日当を除いて高き者の旅費額を支給する。及び県内出張の日当額を県外出張の半額とするものです。

○議案第二十七号小千谷市行政



る法律に改正され、平成二十年四月一日から施行されることに伴い、老人保健法に準拠する旨を規定している部分について、高齢者の医療の確保に関する法律の規定に準拠する旨に改正し、併せて助成対象者の年齢及び文言を整理するというものです。

○議案第三十四号は、老人保健法が高齢者の医療の確保に関する法律に改正され、平成二十年四月一日から施行されることに伴う小千谷市重度心身障害者医療費助成に関する条例の一部改正であり、併せて平成十二年の改正前の老人保健法の例により算定した額としていた受給資格者に係る医療費の一部負担金について、金額等を表記して文言を整理するというものです。

○議案第三十五号は、平成十六年度及び平成十七年度の税制改正の影響を受けた者に対する介護保険料の激変緩和措置を継続して、平成十九年度と同様の激変緩和措置を講ずるというものであります。

○議案第三十六号は、国民健康保険法等の一部改正に伴い改正するというものであります。

○議案第三十七号は、国土交通省において、暴力団員は公営住宅の入居資格を有しない旨の基本方針が示され市営住宅においても同様の取扱をしたいことから小千谷市営住宅条例の一部を改正するというものであります。

○議案第三十八号は、議案第三十七号と同じく、暴力団員は公営住宅の入居資格を有しない旨を改正するというものです。

○議案第二号平成二十年度小千谷市国民健康保険特別会計予算については、予算の総額を歳入歳出それぞれ三十六億五千九百二十万七千円、前年度対比一・五%減とするというものです。

○議案第三号平成二十年度小千谷市老人保健特別会計予算については、予算の総額を歳入歳出それぞれ三十六億五千九百五十万三千九万五千円の減とするというものです。

○議案第三号平成二十年度小千谷市宅地造成事業特別会計予算については、予算の総額を歳入歳出それぞれ二千九十二万二千円、前年度対比七〇・七%、五百四十五万円の減とするというものです。

○議案第八号平成二十年度小千谷市後期高齢者医療特別会計予算については、四月一日から後期高齢者医療制度が開始になることから特別会計を設置し、予算の総額を歳入歳出それぞれ七億二千八百二十一万円とするというものです。

○議案第四号平成二十年度小千谷市下水道特別会計予算については、予算の総額を歳入歳出それぞれ二十三億九千八百七十九万一千円、前年度対比一・一%二千五百七十九万一千円の増とするというものです。

○議案第五号平成二十年度小千谷市農業集落排水事業特別会計予算については、予算の総額を歳入歳出それぞれ一千五百四十円で、歳出の主なものは保険料徴収システム改修等委託料であります。

○議案第四十四号平成十九年度小千谷市下水道特別会計補正予算（第三号）について

○議案第四十三号平成十九年度小千谷市老人保健特別会計補正予算（第三号）について

○議案第四十号平成二十年度小千谷市ガス事業会計予算については、事業収益を前年度に比較して〇・二%の増額、収支差引額は二億二千九百九十七万九千円を見込んでおり、資本的支出は埋設管図作成業務委託料の内容、真人北部地区の二十年度の事業内容、貸借対照表の負債の部と資本の部の企業債の性質及び償還状況等質疑がありました。

○議案第十一号、平成二十年度小千谷市工業用水道事業会計予算

予算については、予算の総額を歳入歳出それぞれ五億四千五百五十万八千円、前年度対比一・七%、九百六十八万九千円の減とするというものです。

○議案第四十四号平成十九年度小千谷市下水道特別会計補正予算（第三号）について

では、球形ガスホルダー耐震化工事を三ヶ年継続事業の最終年度として予定しております。

○議案第四十五号平成十九年度小千谷市農業集落排水事業特別会計補正予算（第三号）について

減額される補正額は三億三千六百三十五万六千円で、歳出の主なものは長期償還元金であります。

ム整備事業は、ガス水道局にとって大きな財産となる事業であるので、業務委託先の選定にあたつては、繰越明許費の追加をするというものであります。

又、ガス事業検討委員会においては、民営化を前提とした議論はしないよう、慎重に検討していただきたいとしたものがあります。

また中で選択していただきたい。

他会計補助金に対する交付税措置の内容、製品売上の増額理由とガス卸価格値上げの状況及び一般家庭への影響等質疑があり、意見として管路情報システム

産業経済委員会

本委員会に付託されました案件は六件で、議案の審査の経過並びにその結果について報告いたします。

○議案第十号、平成二十年度小千谷市水道事業会計予算については、事業収益を前年度に比較して〇・三%の減額、収支差引額は八千五百五万五千円を見込んでおり、資本的支出では、南部地区計装設備改修工事を予定し行に伴い、特別会計を廃止しております。

○議案第三十九号は、雇用保険法等の改正に伴い、企業職員の給与等に関する改正したいとするものであります。

○議案第四十一号は、地域間交流センターの指定管理者制度移行に伴い、特別会計を廃止したいとするものであります。

○議案第四号平成二十年度小千谷市下水道特別会計予算については、予算の総額を歳入歳出それぞれ七億二千八百二十一万円とするというものです。

○議案第四十三号平成十九年度小千谷市老人保健特別会計補正予算（第三号）について

追加される補正額は二百六十万五千円で、歳出の主なものは保険料徴収システム改修等委託料であります。

算については、事業収益を前年

度に比較して〇・二%の減額、

収支差引額は三千五百二十七万

円を見込んでおります。

大口重要な家の使用量の回復状況、責任使用水量制の考え方、

工業用水道事業の経営見通し等

質疑がありました。

○議案第四十六号、平成十九年

度小千谷市ガス事業会計補正予

算(第四号)については、信濃川

右岸改修事業において補償金工

事として予定していた旭橋ガス

管添架移設工事が中止となつた

ことに伴う補償金及び建設改良

費の減額による補正であります。

以上六議案とも採決の結果、

全員異議なく原案のとおり可決

すべきものと決しました。



観光ボランティア ガイドの育成ほか

岩渕 清 議員

質問一 激

針、②見直す都市施設。③スケジュール、④河川は。
地区画整理事業計画解除を始め、今後のまちづくりを展望。
②長期間未着手の都市計画道路。

③各種データーを整え、県とも協議しながら都市計画審議会等所定の手続きを経て作業を進め
るが、数年は要すると思われる。

④考えていません。

質問二 工場用地の造成につ
て。

答弁 本市の基幹産業である製造業の振興と併せて就業機会の拡大を図るため、工業団地の開発を含めた地場産業の振興策について、関係課の職員で組織する企業立地支援チームが調査研究をした結果に基づき対応します。予定地については、地質調査と電気探査による水脈調査結果を見たうえで、特定したい。

質問三 工場用地の造成につ
て。

答弁 本年度の特定健診の実施率等、成績を上げるために、健診機関を選択せざるを得なくなるのではないか。

質問四 平成二十年度の特定健診は、町内集会所などで集団健診方式を考えている。特定保健指導については、健康センターで実施する予定である。制度のスタート時であり、効果的な健診機関がどこかは判断できない状況である。推移を見ながら努力する。

質問五 平成二十年度の特定健診は、市内での無料検査体制の確立を考えているか。

質問六 市内での体制は無い。県の事業により保健所で実施され

について。

答弁 健診実施率や改善達成率によって、後期高齢者医療支援金の拠出額が増・減額されるとなり、実施状況を見ながら、平成二十五年から毎年行うこととしている。

質問七 特定健診や特定保健指導の実施率等、成績を上げるために、健診機関を選択せざるを得なくなるのではないか。

質問八 資格証明書が発行された方であっても、特定健診・特定保健指導の受診ができるものと

明書を発行された方も、特定健診・特定保健指導は受けられると思うが。

質問九 改善達成率が低いと医療保険者

に対し、財政的なペナルティが科せられるというが、その内容

についても、特定健診・特定保健指導の受診ができるものと

している。

薬害肝炎・その他

川上 直栄 議員

一、薬害肝炎について

質問 市内での無料検査体制の確立を考えているか。

質問 市内での体制は無い。県の事業により保健所で実施され

る。

質問 市外で検査を受ける場合の支援は考えているか。

質問 市としての支援は行つて

いない。

質問 感染者数を把握しているのか。

質問 行われていない。

質問 感染者が判明した場合の支援方法は検討しているのか。

質問 独自の支援は考えていいない。国の救済方法等の周知を行

う。

質問 申請の手続を簡素化でき

特定健診・特定保 健指導について

中山 俊雄 議員

質問一 四月から始まる特定健診・

特定保健指導は、健診実施率や

改善達成率が低いと医療保険者

に対し、財政的なペナルティが

科せられるというが、その内容

直しについて①見直しの基本方

質問二 小千谷市都市計画の見直しについて①見直しの基本方

アを実施予定と聞いています。市としてもガイドの紹介・周知の強化に努めます。

成二十年度には小千谷再発見ツ

アを実施予定と聞いています。市としてもガイドの紹介・周知の強化に努めます。

質問三 小千谷市都市計画の見直しについて①見直しの基本方

改

善

達成

率

が

低

いと医療保険者

に対し、財政的なペナルティが

科せられるというが、その内容

直しについて①見直しの基本方

改

善

達成

率

が

低

いと医療保険者

に対し、財政的なペナルティが

科せられるというが、その内容

直しについて①見直しの基本方

改

善

達成

率

が

低

いと医療保険者

に対し、財政的なペナルティが

科せられるというが、その内容

直しについて①見直しの基本方

改

善

達成

率

が

低

いと医療保険者

に対し、財政的なペナルティが

科せられるというが、その内容

直しについて①見直しの基本方

改

善

達成

率

が

低

いと医療保険者

に対し、財政的なペナルティが

科せられるというが、その内容

直しについて①見直しの基本方

改

善

達成

率

が

低

いと医療保険者

に対し、財政的なペナルティが

科せられるというが、その内容

直しについて①見直しの基本方

改

善

達成

率

が

低

いと医療保険者

に対し、財政的なペナルティが

科せられるというが、その内容

直しについて①見直しの基本方

改

善

達成

率

が

低

いと医療保険者

に対し、財政的なペナルティが

科せられるというが、その内容

直しについて①見直しの基本方

改

善

達成

率

が

低

いと医療保険者

に対し、財政的なペナルティが

科せられるというが、その内容

直しについて①見直しの基本方

改

善

達成

率

が

低

いと医療保険者

に対し、財政的なペナルティが

科せられるというが、その内容

直しについて①見直しの基本方

改

善

達成

率

が

低

いと医療保険者

に対し、財政的なペナルティが

科せられるというが、その内容

直しについて①見直しの基本方

改

善

達成

率

が

低

いと医療保険者

に対し、財政的なペナルティが

科せられるというが、その内容

直しについて①見直しの基本方

改

善

達成

率

が

低

いと医療保険者

に対し、財政的なペナルティが

科せられるというが、その内容

直しについて①見直しの基本方

改

善

達成

率

が

低

いと医療保険者

に対し、財政的なペナルティが

科せられるというが、その内容

直しについて①見直しの基本方

改

善

達成

率

が

低

いと医療保険者

に対し、財政的なペナルティが

科せられるというが、その内容

直しについて①見直しの基本方

改

善

達成

率

が

低

いと医療保険者

に対し、財政的なペナルティが

科せられるというが、その内容

直しについて①見直しの基本方

改

善

達成

率

が

低

いと医療保険者

に対し、財政的なペナルティが

科せられるというが、その内容

直しについて①見直しの基本方

改

善

達成

率

が

低

いと医療保険者

に対し、財政的なペナルティが

科せられるというが、その内容

直しについて①見直しの基本方

改

善

達成

率

が

低

いと医療保険者

に対し、財政的なペナルティが

科せられるというが、その内容

直しについて①見直しの基本方

改

善

達成

率

が

低

いと医療保険者

に対し、財政的なペナルティが

科せられるというが、その内容

直しについて①見直しの基本方

改

善

達成

率

が

低

いと医療保険者

に対し、財政的なペナルティが

科せられるというが、その内容

直しについて①見直しの基本方

改

善

達成

質問 簡素化されていたと認識している。

答弁 の影響額、②分析と対処法。

交付率九〇・三%で目的

どの程度の利用見込みか。

質問

は十分に達成できると考えている。

答弁

建設および維持管理の財

質問

源はどうなるのか。

質問

県や国からの全面的な支

質問

援を期待している。

質問

候補地の追加提案の余地

質問

はあるのか、東小千谷地区も検

質問

討してはどうか。

質問

候補地の追加提案の余地

質問

を想定しているが状況変化もあ

質問

り得る。

四、地球温暖化防止対策について

質問

より積極的な啓発活動を

質問

進め率先して地球環境を守る姿

質問

勢を示していくことが求められ

質問

ていると考えるが。

答弁 大変重要な事項であると

十分認識しており、今後も分か

りやすい情報提供を行い、啓発

に努める。

財政上の諸課題、消防団の充実・強化、ほか

質問

道路特定財源、①歳入面

久保田久栄 議員

今後の動向注視。

質問 消防団員の充実・強化に

の桜樹は大きく育ち、その枝ぶりは見事であるが、樹木の育成やバランスを考えた時、適度な伐採が必要ではないか。また、

トイレを兼ね備えた休憩施設の設置も必要ではないか。(3)団地内調整池に関連し、茶郷川の改修事業が遅れている要因は何か。

伐採が必要ではないか。また、

トイレを兼ね備えた休憩施設の設置も必要ではないか。

(3)団地内調整池に関連し、茶郷川の改修事業が遅れている要因は何か。

答弁 平成十八年の人口十万人あたり全国平均は二二七・五人、当県平均は一八五・二人に対し、当市は一四六・五人であります。

なお、当市の医師の実数は、五十九人であり、地域により医療機関や診療所の協力体制、また近隣地域の医療体制なども異なっています。そこで、一律に医師の必要数を判断できるものではないと考えております。

また、高度医療については、当市の産業・経済に大きな影響をもつ製造業が集中する工業団地の環境整備を推し進めるべきである。中でも、規模の大きさ千谷工業団地の整備について、次の点をどのように考えているか。(1)冬季間の除雪について、

全路線を交通安全の面・効率的に面から消雪パイプによる除雪

にしてはどうか。(2)団地内公園

としては、(3)団地内公園

としては、(4)団地内公園

としては、(5)団地内公園

としては、(6)団地内公園

としては、(7)団地内公園

としては、(8)団地内公園

としては、(9)団地内公園

としては、(10)団地内公園

としては、(11)団地内公園

としては、(12)団地内公園

としては、(13)団地内公園

としては、(14)団地内公園

としては、(15)団地内公園

としては、(16)団地内公園

としては、(17)団地内公園

としては、(18)団地内公園

としては、(19)団地内公園

としては、(20)団地内公園

としては、(21)団地内公園

としては、(22)団地内公園

としては、(23)団地内公園

としては、(24)団地内公園

としては、(25)団地内公園

としては、(26)団地内公園

としては、(27)団地内公園

としては、(28)団地内公園

なお話は伺つておりますが、
医師不足の問題などから、医療
体制の検討をされているものと
推察しております。

三点目の休日・夜間診療についてであります。柏崎市・魚沼市のよう、開業医の皆様からご協力を頂き、病院で救急体制を常設していくことが望ましく、現在、医療関係者との話し合いの場を持つてゐるところです。

横田 夕一 議員

一方、国と地方の連携と責任を明確にしている。

答弁一 巫女爺人形操り屋台につきましては、昨年七月、県の現地調査を経ており、同指定の決定は近く県教育委員会で行われる見込みです。

貴重な民俗芸能を連綿として伝承してきた「巫女爺連絡協議会」の皆さまの念願の達成に敬意を表します。

質問二 二百数十年の伝統を有する「横町巫女爺一対屋台」は中越十一地区に普及するなど始祖の存在である。昭和六十二年十月東京国立劇場での第五十二回民俗芸能公演に昼夜二回出演を飾る輝かしい実績があり、すでに小千谷市の文化財に指定されている。近年、「中越地区巫女爺連絡協議会」を結成、伝統俗芸能操り人形として県指定文化財承認の早期実現運動を当面の課題としている。その結果、本年三月四日には同県指定の内定が伝えられた。

この指定の正式決定をチャンスに「巫女爺展示記念館」の早期整備を実現するなど、夏祭り二荒神社奉納舞い時ののみでなく平日も自由に観賞できるよう向を打ち出すべきである。

答弁二 横町屋台人形巫女爺存会の屋台格納施設につきましては、横町保存会において、具体的な計画等が示された段階で市としての支援が可能であるか検討したいと考えています。

負担公平
に理解を。
質問 経済のグローバル化
アジアの急発展は日本に大きな影響を与えるまでになつてゐる。鉄工電子協同組合が昨年から実施している「テクノ小千谷名匠塾」は技術継承と人材育成のうえで大変重要な取り組み。市の支援施策は?
答弁 協同組合の生き残りかけた事業。運営費補助など継続。
再質問 予算では労働諸費でひとくぐりで支出。本格支援を。
答弁 県の復興基金活用も考慮。
質問 国は「道路橋」維持管理体制の定期検査を自治体に義務づける方向でいる。「道路」「橋」の維持補修体制は?。また市民の家は老朽化が著しいが、利用拡大、補修計画について問う。
教育長答弁 市民の利用はもとより、農都共生事業など市外からの利用拡大進める。今年度予算で補修実施し快適な利用環境を作る。



